

# 「新見公立大学第2次学生支援募金【令和3年度】」 募集要項

## 1 趣旨

変異ウイルスの出現など新型コロナウイルス感染症の拡大による第3回の緊急事態宣言に5月16日より岡山県が追加されています。新見公立大学の学生及び大学院生（以下「学生等」という）が誰一人として新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響で、修学をあきらめることのないよう、学生等に対し経済的支援と生活支援を主とする学生支援目的として、第2次の募金を実施します。

## 2 金額

一口 2,000円

一口以上のご寄附をお願いいたします。（一口未満のご寄附もお受けいたします。）

## 3 募金期間

令和3（2021）年6月1日～令和4（2022）年3月31日

## 4 募金送金方法

### （1）郵便振替

① 口座番号 01360-5-49067

② 口座名称 公立大学法人新見公立大学（コリツダガクホウジンニミコリツダガク）

### （2）口座振込

① 金融機関 ゆうちょ銀行 一三九（イチサンキュウ）店

② 預金種目 当座

③ 口座番号 49067

④ 口座名称 公立大学法人新見公立大学（コリツダガクホウジンニミコリツダガク）

⑤ 手数料 所定の払込取扱票を使用すれば振込手数料はかかりません。

（送付希望の場合は下記の連絡先へ氏名、ご住所をご連絡ください。）なお、他金融機関に備え付けの振込用紙では、手数料が必要となりますのでご注意ください。

## 5 個人情報の取扱について

本募金に係る個人情報は、寄附金收受業務および寄附金募集に関する業務のみに使用するもので、ご本人の同意を得ずに第三者に情報提供することはありません。

## 6 税法上の優遇措置

この募金は法人税法第37条第3項第2号及び所得税法第78条第2項第2号に該当する「財務大臣が指定した寄附金」となり、次の優遇を受けることが選択できます。

### （1）所得税額控除

寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額の40%に相当する額（総所得の40%が上限）が、当該年の所得税額から控除されます。

### （2）課税所得額控除

法人の場合は事業年度の所得金額の計上において損金の額に算入でき、また個人の場合は申告に基づき2,000円を超えた額が寄附金控除として課税所得額から控除されます。

## 7 事務局（問い合わせ先）

〒718-8585 岡山県新見市西方1263-2 公立大学法人新見公立大学学生課

TEL 0867-72-0634 FAX 0867-72-1492